

# 三笠市の子育て支援事業

## 1 妊産婦の健康管理等

### (1) 母子健康手帳

妊娠とわかったら、できるだけ早く医師（助産師）の診察を受け、妊娠届を出して母子健康手帳を受け取り、健全な赤ちゃんの出産に備えて健康指導を受けてください。

なお、母子健康手帳の交付は事前に電話等で問い合わせください。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

### (2) 妊婦健診受診票の交付

妊婦に必要な定期健診時の健診料金を一部補助するための受診票を母子健康手帳交付時に交付しています。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】



### (3) 妊産婦の援護

お産が必要であるが経済的理由により、入院助産を受けることができない場合はご相談ください。

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

### (4) 不妊治療費助成事業

子どもを授かりにくい夫婦が取り組む不妊治療に対し、治療費の一部を助成しています。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

### (5) 妊婦検診等安心出産サポート事業

妊婦健康診査を受診する妊婦に対し、医療機関までの交通費相当額を助成しています。

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

## (6) 出産・子育て応援給付金事業

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図り、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、「出産・子育て応援給付金」の支給を行います。

### <対象者>

次に該当する方のうち、他市町村から同じ制度の給付を受けておらず、母子健康手帳交付時や出産後の赤ちゃん訪問時に保健師による面談を受けた方が対象となります。

出産応援給付金	・令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦の方 ・令和4年3月31日以前に妊娠の届出をし、令和4年4月1日以降に出産した方
子育て応援給付金	・令和4年4月1日以降に出生したお子さんを養育する方

### <給付金額>

出産応援給付金	妊婦1人あたり 5万円
子育て応援給付金	子ども1人あたり 5万円

### <申請方法>

給付を受けるためには、保健師による面談を受ける必要があります。対象の方に個別にご案内する申請書を提出してください。

### <申請期日>

原則、「出産応援給付金」は妊娠中に、「子育て応援給付金」は生後4か月までです。

【問い合わせ 子育て世代包括支援センター 子育て包括支援係】

## (7) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施しています。

### <対象者>

産後ケアを必要とする方

### <利用期間>

出産から起算して1年未満の期間

<事業内容>

<p>宿泊型サービス 日帰り型サービス</p>	<p>助産師が施設において、宿泊又は日帰りによる休養の機会の提供と次に掲げる支援等を行います。</p> <p>(ア) 産後における母体の管理及び生活の指導 (イ) 乳房の管理及びケア (ウ) 授乳、沐浴等の方法等の指導 (エ) 産後の心身、子の発育又は発達等に関する相談 (オ) 保健指導 (カ) 食事の提供 (キ) 母が産後ケア事業を利用する間の子の一時預かり等</p>
<p>訪問型サービス</p>	<p>助産師が対象者の自宅を訪問し、当該自宅において次に掲げる支援等を行います。</p> <p>(ア) 乳房の管理及びケア (イ) 授乳の方法等の指導 (ウ) 産後の心身、子の発育又は発達等に関する相談</p>

<利用料金>

<p>宿泊型サービス</p>	<p>生活保護世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>1,700 円</p>
	<p>市民税非課税世帯</p>	<p>双胎</p>	<p>2,800 円</p>
	<p>市民税課税世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>4,200 円</p>
		<p>双胎</p>	<p>5,300 円</p>
<p>日帰り型サービス</p>	<p>生活保護世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>500 円</p>
	<p>市民税非課税世帯</p>	<p>双胎</p>	<p>500 円</p>
	<p>市民税課税世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>500 円</p>
		<p>双胎</p>	<p>500 円</p>
<p>訪問型サービス</p>	<p>生活保護世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>0 円</p>
	<p>市民税非課税世帯</p>	<p>双胎</p>	<p>0 円</p>
	<p>市民税課税世帯</p>	<p>単胎</p>	<p>0 円</p>
		<p>双胎</p>	<p>0 円</p>

【問い合わせ 子育て世代包括支援センター 子育て包括支援係】

## 2 児童等の各種健康診査等

【問い合わせ 保健福祉課健康係】

### (1) 健康診査

項目	内容
4 か月児・6 か月児健康診査	生後 4 か月と 6 か月の乳児を対象に、毎月ふれあい健康センターで実施しています。
1 歳 6 か月児健康診査	生後 1 歳 6 か月～1 歳 8 か月児を対象に、ふれあい健康センターで実施しています。 〔内科・歯科医師診察、身体計測、運動・心・ことばの発達等〕
3 歳児健康診査	満 3 歳になった幼児を対象に、ふれあい健康センターで実施しています。 〔内科・歯科医師診察、身体計測、運動・心・ことばの発達等〕
歯科検診	満 1 歳 6 か月～就学前の幼児を対象に、市内の歯科医療機関で実施しています。 〔むし歯のチェック、フッ素塗布等〕

### (2) 予防接種

#### ■乳幼児に受けていただく予防接種

- ・BCG（結核）
- ・四種混合（小児マヒ、百日ぜき、ジフテリア、破傷風）
- ・MR（麻しん、風しん）
- ・H i b（インフルエンザ菌b型）
- ・肺炎球菌
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・日本脳炎
- ・B 型肝炎
- ・ロタウイルスワクチン



### (3) 乳幼児健康相談

乳幼児を対象に毎月ふれあい健康センターで実施しています。お気軽にご相談ください。

### (4) インフルエンザ予防接種費用助成事業

高校生以下の方を対象に、インフルエンザのワクチン接種費用を全額助成しています。

### (5) 中学生ピロリ菌検査除菌事業

中学校 2 年生を対象に、ピロリ菌の検査及び除菌費用を全額助成しています。

### (6) 新生児聴覚検査助成事業

新生児を対象に医療保険適用外の初回検査及び確認検査を全額助成しています。

### 3 児童の医療費助成等

所得状況などによって自己負担があり、指定された病気（未熟児の養育医療、身体障害児の医療、結核児童の療育給付、小児慢性特定疾患）については、病院の指定があります。

項目	内容	問い合わせ
乳幼児等医療費助成制度	<p>小学校就学前の児童の通院、入院医療費と小学生の入院のみが助成されます。</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>【助成内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の児童と市民税非課税世帯の医療費の自己負担分（初診時一部負担金を除く）は、市が負担します。</li> <li>・上記以外の方は、医療費の1割が自己負担となります。</li> <li>・医療費の月額の上限が、入院57,600円、通院18,000円を超えた場合は、超えた分を高額医療費として市が支払いします。</li> </ul>	市民生活課保険医療係
未熟児の養育医療	<p>身体の発達が未熟なままに生まれ（出生体重が2,000g以下等）、入院を必要とする赤ちゃんに対し、治療費の援助があります。</p>	保健福祉課健康係
結核児童の療育給付	<p>児童（18歳未満）が結核にかかったときは、指定療育機関で入院・療養しながら児童の症状に応じ、学習指導を行い、義務教育を終了することができ、日常必要な物品や学習用品も給付され、医療費の援助もあります。</p>	岩見沢保健所 保健係
小児慢性特定疾患	<p>小児ガン、血液病、小児慢性疾患等にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする病気について医療費の援助があります。</p>	岩見沢保健所 企画係
障害児の医療費助成	<p>第3章障害福祉サービス等（障害者総合支援法）の2自立支援医療制度を参照してください。</p>	保健福祉課福祉係
子どもの医療費助成事業	<p>医療保険各法に規定する被保険者である18歳以下（18歳に達する日の年度末まで）の医療機関に受診した子どもの医療費を負担した方に対し、負担相当分（千円未満切捨）を商品券で交付します。</p> <p>※通学などの理由で住所が市外にある子どもも該当となります。</p> <p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種や入院時の食事代などの保険適用外の費用は対象となりません。</li> <li>・乳幼児医療等で助成される医療費や高額療養費、学校でのけが、他市町村の単独医療費助成事業で補てんされる医療費は控除されます。</li> </ul>	市民生活課保険医療係



## 4 児童手当

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

### ■支給対象

中学校3年生まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

### ■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給します。  
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 5 児童の援護

### (1) ことばの教室

【問い合わせ 学校教育課学校教育係】

ことばの発達が遅れている幼児・児童を対象に、ことばの訓練を行っています。保護者もいっしょに参加します。

### (2) 児童福祉施設等

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童については、児童相談所が一時保護をしたり、次のような施設で養育されます。

施設名	内 容
乳児院	やむを得ない事情により、家庭で育てることができない乳児(保健上などの理由により必要がある場合は、2歳まで)を保護者に代わって養育するところです。
児童養護施設	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他やむを得ない事情により家庭で育てることができない児童を保護者に代わって養護し、自立を支援する施設です。乳児院の対象を除き、満18歳まで入所できます。
里親	家庭に恵まれない児童の養育に熱意があり、知事の認可を受けた里親の家庭で育てていただきます。里親になられたい方の相談も受けています。
児童自立支援施設	非行や家庭環境などの理由により、生活指導などを必要としている児童に、学習や生活の指導を行い、自立を支援する施設です。

## 6 児童の保育等

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係 学校教育課学校教育係】

### (1) 保育所・認定こども園

両親が働いている等、昼間の保育に欠ける未就学児のための保育所・認定こども園があります。障害児保育等の特別保育も行っています。

保護者の世帯の所得、入所児童の年齢により負担（保育料または副食費）があります。

施設名	定員	住所	電話番号
三葉保育所	45人	三笠市萱野 127-9	3-1449
幼保連携型認定こども園 三笠まつばの杜	幼稚部 45人	三笠市堤町 7-1	3-8260
	保育部 90人		



### ■ 保育の内容

#### ・ 保育所・保育部

項目	内容等 【 】内は追加料金
通常保育	標準時間：7時30分～18時30分 ・ 短時間：8時～16時
延長保育 ※要事前予約	保育標準時間認定を受けた場合： 7時～7時30分【160円】・18時30分～19時【160円】
	保育短時間認定を受けた場合： 7時～8時【160円】・16時～19時【1時間ごとに160円】
乳児保育	7か月以上の乳幼児
障害児保育	集団保育をすることで成長の発達を図る。（概ね3歳以上）
一時保育 ※要事前予約	急病等、緊急に家庭保育ができない場合（2歳児以上）： 【年齢、時間により800円から3,200円】

#### ・ 幼稚部

項目	内容等 【 】内は追加料金
通常保育	9時00分～13時30分
預かり保育 ※要事前予約	8時00分～9時00分【1日100円】
	13時30分～17時00分【1日400円】
	17時00分～18時30分【30分ごとに50円】

### (2) 児童館の設置（愛称は「びころわらべ」）

【問い合わせ 児童館】

「児童館」とは、健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊にすることを目的とした施設です。

また、児童館では放課後児童クラブ、子育て支援センター等の事業を実施しています。

## ■児童館

就学前の児童（保護者等同伴）、小学生、中学生に一般開放しています。

場 所	三笠市若松町14-1（旧三笠保育所）	
開館日・ 開館時間	就学前の児童 （保護者等同伴）	月曜日、水曜日 通年：午前10時～正午 ※ただし、小学校長期休暇中及び振替休日等で、 放課後児童クラブが1日保育を行う日は休止となります。
	小学生 中学生	月曜日～金曜日（土曜日は開放していません。） 4月～9月：午後1時～午後5時 10月～3月：午後1時～午後4時 ※ただし学校長期休み中は午後2時からとなります。
使用料	無料	

## ■放課後児童クラブ

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の就学児童が対象です。

実施場所	三笠市若松町14-1（旧三笠保育所） 【児童館びこころわらべ内】	三笠市本郷町485-1 【三笠小学校内】
実施時間	4月～9月：児童の下校時～午後5時 10月～3月：児童の下校時～午後4時 （保護者等が迎えに来る場合は、通年午後6時30分まで） ※ただし土曜日は午前8時から午後5時までとなります。	
定員	60名	20名
利用料	月額 3,000円、おやつ代 1,000円	

## ■子育て支援センター事業

【問い合わせ 児童館内 子育て支援センター】

子育てに関する事業等を実施しています。

事 業 名	内 容
子育て相談	来館、電話等による子育て相談の実施
あかちゃんひろばの開催	乳児とその親が対象で、親同士の情報交換の場
保育ママ紹介事業	必要に応じて保育サービスを紹介
子ども育成事業	未就学児の親子が対象で、人形劇等の鑑賞

## （3）子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てについてのワンストップ相談窓口として、保健師や管理栄養士が「妊娠のこと、産後の体のこと、子育てのこと、生活のこと」など、関係機関とも連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで安心して過ごしていただけるようサポートします。センター内にはお子さんを遊ばせながらゆっくりと相談ができるよう子育て相談室も設置しています。お気軽にご相談ください。



〈受付時間・場所〉

午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く）

ふれあい健康センター内

〈対象者〉

妊婦の方、子育て期のお子さんとその保護者の方

【問い合わせ 子育て世代包括支援センター 子育て包括支援係】

## 7 母子・父子・寡婦家庭の福祉

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

- 母子・父子家庭～配偶者のいない母親・父親と、現にその扶養を受けている児童（20 歳未満）で構成されている家庭。
- 寡婦～配偶者のない母親であって、かつて母子家庭であったもの。
- 寡夫～配偶者のない父親であって、かつて父子家庭であったもの。



### （1）手当

項 目	内 容												
児童扶養手当	<p>離婚・死別等で母子・父子家庭になった方や父親・母親が1年以上拘禁・行方不明、障害をもつ場合、または、父親または母親が裁判所からのDV保護命令を受けた児童を監護・養育している方に対し支給されます。</p> <p>支給対象は18歳の誕生日後の最初の3月31日までの者（心身に障害があるときは20歳未満）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【支給額】月額</td> <td>児童 1 人</td> <td>44,140 円～10,410 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>（令和 5 年 4 月 1 日現在）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 2 子加算</td> <td>10,420 円～5,210 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 3 子以降加算</td> <td>6,250 円～3,130 円</td> </tr> </table> <p>※所得制限があります。</p>	【支給額】月額	児童 1 人	44,140 円～10,410 円			（令和 5 年 4 月 1 日現在）		第 2 子加算	10,420 円～5,210 円		第 3 子以降加算	6,250 円～3,130 円
【支給額】月額	児童 1 人	44,140 円～10,410 円											
		（令和 5 年 4 月 1 日現在）											
	第 2 子加算	10,420 円～5,210 円											
	第 3 子以降加算	6,250 円～3,130 円											
母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金	母子・父子家庭の経済自立と、その扶養している児童の就学、就業のための貸付を受けられます。												
寡婦福祉資金貸付金	上記の母子福祉資金貸付金と同じ貸付金を受けられます。												

### （2）ひとり親家庭等医療給付事業

【問い合わせ 市民生活課保険医療係】

母子・父子家庭で、母・父が入院した場合と扶養している20歳未満の児童の入院・通院した場合の医療費が助成されます。※所得制限があります。

【助成内容】

- ・3歳未満の児童と市民税非課税世帯の医療費の自己負担分（初診時一部負担金を除く）は、市が負担します。
- ・上記以外の方は、医療費の1割が自己負担となります。
- ・医療費の月額の上限が、入院 57,600 円、通院 18,000 円を超えた場合は、超えた分を高額医療費として市が支払いします。

**(3) 税法上の軽減**

寡婦・寡夫である場合は、表の額の控除を受けられます。

また、総所得金額が135万円以下の場合、住民税（市道民税）が非課税となります。

区分		扶養親族等の有無	所得制限	控除額	
				所得税	住民税 (市道民税)
寡婦	離婚	扶養親族である子を有する	合計所得金額が 500万円以下	270,000円	260,000円
	死別 生死不明	扶養親族は要件になし	合計所得金額が 500万円以下	270,000円	260,000円
ひとり親	未婚 離婚 死別 生死不明	生計を一にする合計所得が 48万円以下の子を有する	合計所得金額が 500万円以下	350,000円	300,000円

**(4) 相談等**

【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】

**■母子・父子自立支援員**

母子・父子・寡婦家庭のための身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行っているのが母子・父子自立支援員です。気軽にご相談ください。

**8 ひとり親家庭自立支援給付金事業****■自立支援教育訓練給付金事業****<対象者>**

- 市内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、
- ①児童扶養手当の受給者又は同等水準にある方
  - ②過去に当該給付金の支給を受けたことがない方
  - ③当該教育訓練が適職につくために必要と認められる方

**<対象講座>**

雇用保険制度の教育訓練給付指定講座ほか（医療事務、介護職員初任者研修等）

※詳しくは厚生労働省 HP をご覧下さい。

**<支給額>**

受講料の6割相当額・・・上限20万円

※受講料が1万2,000円を超えない場合支給対象外です。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金受給者は差額分を支給します。

## ■高等職業訓練促進給付金事業

### <対象者>

- 市内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、
- ①児童扶養手当の受給者又は同等水準にある方
  - ②過去に当該給付金の支給を受けたことがない方
  - ③養成機関で1年以上修業し、資格の取得が見込まれる方
  - ④就業または育児および修業の両立が困難と認められる方



### <対象資格>

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士ほか

### <支給額>

- ・市民税非課税世帯・・・月額10万円（最後の12か月については、月額14万円）
- ・市民税課税世帯・・・月額7万500円（最後の12か月については、月額11万500円）

**【問い合わせ 福祉事務所子ども子育て支援係】**

※募集人数に限りがありますので、希望する方は事前にご相談ください。

## 9 シングルマザー安心サポート事業

高等職業訓練促進給付金を活用して修学する母子世帯の方が、安心して資格を取得して暮らすことができるように、通学費や家賃などを助成します。

### <対象者>

高等職業訓練促進給付金の受給者である母子世帯の方で、市内に住所を有している方（転入者を含む）

※詳しくは三笠市の公式HPをご覧ください。

### <助成内容>

- 就学準備金助成・・・5万円
- 通学費助成・・・実費相当額（商品券で交付）
- 引越費用助成（転入者に限る）・・・上限5万円
- 家賃助成（市営住宅に入居した場合に限る）・・・実費相当額

**【問い合わせ】 企画調整課定住対策係・福祉事務所子ども子育て支援係**

※希望する方は、事前にご相談下さい。

## 10 ガンバレ子育て応援事業

### ■保育所使用料及び副食費助成事業

保育所使用料及び副食費を負担した方に対し、家族の経済的負担軽減や転入及び定住促進を図ることを目的に負担相当分（千円未満切捨）を商品券で交付します。

### <対象者>

市内の保育所（自由契約児童を除く）または市内の認定こども園に通う児童の保護者の方で、

- ①市内に住所を有している方
- ②市税などを滞納していない方（同居者を含むすべての方）

### <手続き>

- ①申請書に記入・押印・家族同意のうえ、  
保育所使用料及び副食費は福祉事務所子ども子育て支援係、  
認定こども園幼稚部にかかる副食費は学校教育課学校教育係に届けてください。
- ②審査のうえ交付決定し所定の日時・場所などを連絡しますので、指示に従って交付を受けてください。3か月分を限度に年4回（7月、10月、1月、4月）交付します。
- ③三笠市商工会の指定する店舗に商品券をお持ちいただき、商品と交換してください。



## ■乳児用紙おむつ購入費用助成事業

新しい市民の出生を祝福し、子育て家族の経済的負担の軽減や転入及び定住促進を図ることを目的に紙おむつ引換券を交付します。

### <対象者>

- 0歳児の子どもの保護者の方で、
- ①市内に住所を有している方
- ②市税などを滞納していない方（同居者を含むすべての方）

### <手続き>

- ①申請書に記入・押印・家族同意のうえ、福祉事務所子ども子育て支援係に届けてください。  
なお、添付書類は、乳児の健康保険証の写しが必要です。  
また、転入の場合は、前住地の納税証明書が必要です。
- ②審査のうえ交付決定し所定の日時・場所等を連絡しますので、指示に従って交付を受けてください。  
3か月分を限度に年4回（7月、10月、1月、4月）に交付します。
- ③市内の指定された薬局・店舗に引換券をお持ちいただき、引換券相当分の乳児用紙おむつ（布おむつでも可）に交換してください。

### <交付相当額>

1か月当たり6,500円で出生月から満1歳の前月までの1年分です。

転入の場合はその月から満1歳の前月までの分を交付します。



**【問い合わせ】** 保育所使用料及び副食費助成事業・乳幼児紙おむつ購入費用助成事業に関することは、「福祉事務所子ども子育て支援係」

なお副食費助成事業のうち認定こども園幼稚部の副食費に関することは、「学校教育課学校教育係」

※希望する方は、事前にご相談下さい。

## 1 1 子どもの医療費助成事業

【問い合わせ 市民生活課保険医療係】

子どもの医療費を負担した方に対し、子育てしやすい環境を育むとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減や転入及び定住促進を図ることを目的に負担相当分（千円未満切捨）を商品券で交付します。

### <対象者>

医療保険各法に規定する被保険者である 18 歳以下（18 歳に達する日の年度末まで）の医療機関に受診した子どもの保護者（扶養者）の方で、

- ①市内に住所を有している方
  - ②市税などを滞納していない方（同居者を含むすべての方）
- ※通学などの理由で住所が市外にある子どもも該当となります。

### <適用除外>

- 予防接種や入院時の食事代などの保険適用外の費用は対象となりません。
- 乳幼児医療等で助成される医療費や高額療養費、学校でのけが、他市町村の単独医療費助成事業等で補てんされる医療費は控除されます。

### <手続き>

- ① 申請書に記入・押印・家族の同意のうえ、市民生活課保険医療係に届けてください。  
（必要書類）
  - ・ 医療機関等で発行された保険適用分の額等が記載されている領収書  
※令和 2 年 4 月 1 日以降のもので、交付申請日の前日から 1 年以内の診療日の領収書  
（世帯内の子ども、きょうだい等の領収書の合算もできます。）
  - ・ 印鑑
  - ・ 受診した子どもの保険証
  - ・ 申請者本人の身分を証明できるもの
- ② 審査の上交付決定し所定の日時・場所などを連絡しますので、指示に従って交付を受けてください。  
月 1 回を目途に交付します。
- ③ 三笠市商工会の指定する店舗に商品券をお持ちいただき、商品と交換してください。

